

桂宮家の明治維新

「桂宮日記」抜粋Ⅱ 明治五年～十九年

▽『桂宮実録』より引用

▽百瀬ちどりの解説

▼明治五年

元日 丙戌 天晴 残雅番 宿道義

参使 山田丹治 大宮御所 年始御祝詞上臈文ヲ以被進

干鯛 一はこ 目録なし

御たま代金 二百ひき

静寛宮御方 御同儀上臈文ヲ以被進

干たい 一はこ 目録なし

御代参上御霊社 御札請之 中小路奥之助 勤之

御榊神饌鏡餅二座供之、長岡社同上

并長岡天満宮遥拝等雅番奉仕之

石薬師御屋敷稻荷社鏡餅供 岡村伝之進諾之

放鳥 如例歳

宮御方御祝如左

梅之御献 高盛土器 耳土器 御はし

大福御茶 梅干 こんぶ

御引渡 のし 昆布 搗栗 耳土器 御はし

御盃 土器

御銚子 屠蘇 御ヒ献上之

松竹 ゆへし 塩あゆ

田作 ひらき大根 あられ大根

御雑煮 頭いも 大根 牛蒡 いらこ 小いも 長いも 結こんぶ 花かつお

浅漬

御鏡紅白 麦十二枚紅 花ひら十二枚白

御銚物 海老 砂金袋餅 串柿 ひら昆布 本たわら 柚 代々 柑子 櫛 密かん

ところ う□ かち

栗 稻長 切つり菜 熨斗

御朝御前 三汁本七菜

御夕御前 三汁本七菜

御重着 からすみ つゆは 二

御間之物 五種 如例

御夜食 御平常之通

於奥留之間、家令・家扶年始御祝詞申上、上臈出会

於表鷹之間、家令・家扶着座、家従一同年始御祝詞申御禮

年始御祝儀献上

金 百疋 家令 中鷹 三ツ折
金 百疋 家扶 兩人
金 五百疋 家従一同
右御返し被下 奥沙汰之

金 二百疋 御包もの 扇子 御紙入 家令江
金 百疋ツ、家扶・家従一同江

上臈初惣女中が献上

御文画 二合

右御返し同断 被下之

家令始一同、大福・雑煮・御祝酒賜之

奥向上臈始一同 同断賜之

従大宮御所御使 青木行孝 年始御祝詞御封中ヲ以仰被進

ひたい 一はこ

御たま代金 二百ひき

従静寛院宮御使

ひたい 一はこ

新三位局使 青山深造 年始御祝詞被申上

参上 中院正三位 梅溪正三位 樋口正三位 中御門従四位 西大路従四位 竹内正四位 権大侍医

林洞海 已上年始御祝詞申上

▽明治五年六月十八日

御届申之如左

一昨十六日、村方西村市左衛門が願之、今度鉄道掛り官員中山正功と申仁并同掛り御雇入英人ブレンテ
ルト申者、御庭向拝見相願度旨申出ニ付、則御庭而已差許之段申御届云々

但過日来自然夷人之向臨期拝見等願出之節ハ、官員又ハ可然案内付添之砌ハ差許不苦旨相達置、依而
如此畢

▽明治九年十二月二十三日

御別邸江皇后宮行啓也午前第十一時過御着、午後第三時過還御幸門ヨリ被為成、御輿寄江御廻り、新御殿
へ御通り御休息被為在、同御門外江家令御出迎、其外御先廻り諸官員并女嬬三名等同上御案内云々、次
而御庭向へ被為成、岩倉殿始大輔・少丞・女官等随従、御案内家令、

(後略)

▽明治十年二月三日

閑院宮午前第九時為御先詰御来臨

一 兩皇后午前第十時廿分御着輿

右ニ付追々御先詰之皇族始、勅奏判・祇候華族・家令等、四脚門前へ奉迎

- 一 聖上、十時賀茂下上行幸啓御出門、十二時十分、当宮江着、御奉迎前記之通、
 - 一 聖上於御休所、家令拝謁被仰付
 - 一 二重折詰御献上御品左
- (後略)

▽明治十年二月十八日

- 桂御別邸へ昨十七日午后四時、御間向并御設方等為見分官員出張 茶果差出之
- 一 家令早天桂村御別荘へ出頭
 - 一 聖上午前十時御出門、桂村御別邸へ午後四時被為成、五時御還幸、於同所折詰献上
 - 一 家令午後十時帰殿、無御滞濟上之旨奥江上申

▽明治十年七月二十一日

伊国公使(ユントバルボワニ)桂別邸へ参入二付、塚田・小川・岡・家丁一人、前七時方出張、午後四時、公使其外三條公・大久保・伊藤・東伏見宮・宮内卿・式部頭・侍従長・鮫島・平山

▽明治十年七月廿五日

其御宮御所蔵之細川幽齋所持之古今集伝授書類、天覧ニ相成候間、明廿六日午十二時迄ニ御差出可有之候、此段相違候也

明治十年七月廿五日

京都

宮内大少丞

桂宮家令

宇田淵殿

二十六日辛未木天晴、宮内省へ古今伝授之箱持参、平岩道義

記

後西院帝・櫻町院帝御封

- 一 古今相伝箱 壹

右鑰 一封添

後西院帝御封

- 一 三部抄 御切紙 長文箱入 壹

勅書添

▽明治十一年三月十一日

来ル十五日方(京都博覧会者の請により)桂御別荘拝謁被許候二付、御道具為取調塚田季泰・岡秀期出張

七月一日庚辰・月・天晴、桂別邸拝観、一昨廿九日限二付、今日御庭向其余等会社方返上、請渡として早朝出張、塚田季泰・小川義信、博覧会掛鈴木瀧見・同社竹久正助出頭
右用済二付、塚田季泰・小川義信・生間正晟、夕刻帰殿

十二月十一日癸亥・水・天陰

本年博覧会開場中、下桂村御別邸御庭拝観御差許被成下、諸方入京人之壯觀ヲ相増し候而已ならず、本場之景況も一層其力ヲ得、繁盛ニ立至り候段、奉為謝候、就而者右御庭御修復等之一助ニも可相成儀ニ盡力仕度所存ニ御座候得共、元來結構被為尽候御場所、永々御保存被為在度候処、樹木之内風倒レ事有之候様奉見上候二付、自然御植増之節之御手当として別紙目録之通桜楓取交五十株献上仕度、御聞済被下候ハ、難有仕合奉存候、以上

博覧会社権頭取

明治十一年十二月十日

杉浦二郎兵衛

(幹事等四名略)

桂宮御家扶御中

別紙目録

金六拾円

但 桜樹三拾本

楓樹三拾本

▽明治十一年十二月十三日

宮御所蔵紀貫之真跡萬葉集、稀世之御品ニ付、模写之為メ貸与相成度旨、博物館長町田久成より宮内省ヲ以去十月照会有之、依而今度同局事務取扱山高信離当地へ到着二付、為請取隨行代理勸商局雇川崎千虎出頭、御附面会相渡之

受取証

一 紀貫之真蹟 萬葉集殘欠

右正ニ受取候、追而博物館長ヨリ本借用証書差出可申候也

明治十一年十二月十三日

内務省御用掛 博物館事務取扱兼勤

山高信離[㊦]

桂宮御附

宇田淵殿

▽明治十二年二月十五日

英国議員リート氏并海軍卿河村純義御所拝観二付、平岩道義出張

二十六日

リート氏并河村海軍卿、桂別邸ニおゐて明廿七日饗食有之ニ付、同邸地方官方借用相成因テ、塚田季泰・家從小川義信・姉崎正盛・家丁戸川忠治、今日より出張

▼明治十三年七月十六～十七日条

明十七日、当宮ニ於テ御能御献上相成候ニ付、臨幸被仰出候、就而八本日御巡幸供奉、奏任官以上并別紙記載之通御招請相成候条此段申上候、且旧女房之向者其節謁見之儀宮より被相願度は亦宜敷御取斗相希候也

十三年七月十三日

桂宮御附

従五位 宇田淵

宮内卿徳大寺實則殿

後 北白川宮

旧女官

久邇宮

高野房子

旧称 築紫町

前 山階宮

滋野井在子

同 富小路

京都府奏任官

豊岡□子

同 室町

山本実政

押小路甫子

同 橋木

大谷光勝

(綴じ目)

(綴じ目)

村山松根

小藤孝行

明日 天覽所并御休所玉座御設方其他舞台向等都而為点検、宮内省庶務課稻生道蔵・内膳課安貞成・調度課永田胤禎・内匠課津田長将并随員之輩、午後三時頃出頭
右ニ付

天覽所・御休所者御椅子・テーブル都而先規之通、皇族已下判任官共拝見所椅子御所ヨリ相廻り候様及内合置

遣使 伏見宮 北白川宮 三條殿

徳大寺殿 土方殿 今般供奉御着京歛見御滞在中御見舞として被進旅館へ家從謹之

豊岡里 紅白五十入 一筥宛

香川 児玉 足立 書記官中へ

同 紅白七十入 一筥 滞在中為御寺被贈之旅亭へ 同上

明十七日 分課如左

皇族始奏任以上取扱方

平岩道義 川島董守

中堀正常

附属山田安為 御倍合鳥居川憲昭 同上進藤為名

旧臣小野秀光

乱舞掛

塚田季恭 牧定固 附属旧臣御附□□戸川忠治

受付方

岡秀邦 旧臣三上豊四郎 同上遠藤 同上牧定固

飲食方

生間正畧 小川義信 新庄重賢

附属伊達平八

奥向飲食方

岡村恭基 妨崎正盛

會計方

平岩 生間 小川

庶務方

川島 新庄 中堀

来ル十七日、当宮ニ於テ御能御献上相成候ニ付、

臨幸被 仰出候、就而ハ

御巡幸供奉奏任官以上之方々宮より御招待被成度、貴官ニも御差支無之候ハ、御参相成之様可申進旨ニ候条此条得□□度如此ニ候也

十三年七月十六日

桂宮御附

宇田淵

内務卿 松方正義殿

文部卿 河野敏鎌殿

▼明治十四年七月十四日

十四日 木 天晴 残 宿

祇候 五番

岩倉右大臣御成 后五時三十分 御書院北一ノ間へ御通り御出迎、御附・家扶従 后七時前還御

御茶 撰之 御菓子 諏訪玉垣 十 琥珀延年 十

御居間ニ於テ御対顔、上臈并高野房子・年青等御案内、終テ於御書院御酒肴可被進之処、御不快中ニ付折詰被進之条披露申上候
奥御手許ヨリ被進

御文匣之内 案ニ入

(綴じにて不明)

右還御後、御旅亭今町小川西入旧久世邸 家扶参向

▼明治十四年十月三日

午前二時三十分

東京宮内省 山岡少輔

桂宮御附 宇田エン

トウミヤ御違例御養生不被叶、今三日午前一時十七分、終ニ薨去被遊候、此段上申ス
東久世殿参上、但御悔

▼明治十六年五月二十五日～二十八日条

二十五日

天晴

残同人(季恭) 宿道義

午后第二時四十分

岩倉右府公御着 神戸ハ午前七時三十分御着般也、御車寄方御出迎、御附・家扶従其他御待受之向諸員岩倉家受附方人名記録略之北御書院ニテ於テ御滞在所被役有之、南面謁所前々御案内申之、其他参議方宮内少輔殿・書記官并隨員等旅宿岡崎和助方へ着

右ニ付陪從間割如左

- 北面謁所 岩倉具綱殿
- 旧諸大夫詰所 同家女房向
- 同医員 同所 同家扶
- 同掌膳 同所 同家從
- 中ノ口 同 東京ヨリ隨從警部・巡查七名
- 同南ノ間 同家丁
- 応対所西ノ間 地方巡査
- 宮内省出張事務所
- 南西謁所 大臣參議
- 鳳ノ間東 奏任官
- 鳳ノ間西 判任 筆生
- 中ノ口南ノ間 庶務隨從・小遣 但し岩倉家□□□
- 旧報事詰所 受附方并給仕休所
- 菊ノ間南 皇族方西謁所
- 同 西 奏任 同断
- 竹の間北 岩倉家同断
- 同 南 宮内省属官兼 同断
- 臺司ノ間南西謁所西 庶務課休所

*「宮内庁出張所詰官吏心得」(「桂宮」野紙4丁)を綴じ込む この項の最後に翻刻文を載せる

諸員役附

宮内省九等属

- 宮内省出張所書記兼勤 川寫董守
- 盲番詰兼 盲 塚田季恭
- 同上火ノ元取締并桂宮事務口勤 平岩道義
- 担当兼盲番詰 新庄重賢
- 同上受附兼務 小川義信
- 兼盲番詰 番所詰除之
- 同上受附并兩門見番火元見廻り 西川現義
- 兼十所御明番詰 林道賢
- 中村親恭
- 能廉秀順
- 小林良孝
- 戸田秀作
- 高木憲重
- 濱野梯三
- 新庄三郎
- 同上 給仕

同上臺所受附兼務
但し岩倉家兼
岡村筋之助
高木佐吉郎
伊達平八
山田安為

二十六日 土 天晴 残道義 宿薫守
本日ヨリ諸員午前八時出頭、午後三時退省
岩倉具綱殿本日 四か市ヨリ 際行着

二十七日 日 天陰 残同人 宿道義
本日出省

香川宮内少輔殿 麻見宮内書記官
多田内務省書記官 本日ヨリ詰切 宿直
塚田季恭所勞不参

二十八日 月 天晴 残道義 宿家従重賢
本日ヨリ御用始 出省

宮内少輔香川敬三殿 外務卿参議井上馨殿
大藏卿参議松方正義殿 式部権助岩倉具綱殿
社寺局長大書記官桜井能監殿 内閣第二局御書記官多田好問殿
宮内権少書記官麻見義修殿 元老院御用掛勘解由小路資生殿
宮内省御用掛五辻安仲殿 宮内省二等属名嶋博包
京都府知事北垣国道殿 京都府書記官尾越蕃輔殿
宇田淵殿 伊勢華殿
宮内省庶務課青木行方 華族局九等属松尾相頭
当分御雇細川常典 当分同上勢多章甫
内匠係牧長富

局課改正

南面謁所 内局
同次ノ間 第三課 香川殿 桜井殿 尾越殿 多田殿
東廡ノ間 第一・第五課 岩倉具綱殿 五辻殿 勘解由小路殿 桜井殿 尾越殿 細川 勢田
南菊ノ間 第二・第四課 北垣殿 宇田殿 伊勢殿・名嶋殿 麻見殿 青木殿

* 宮内省出張所詰官吏勤務心得 (「桂宮」罫紙4丁 綴じ込み)

- 一 出張所へ参勤之者ハ午前八時出頭、午後三時退出之事
但御用都合ニ寄退出時限ヲ伸縮スルコトアルヘシ
- 一 出勤之節ハ出張所ニ備へ置ク出勤簿ニ押印スヘシ
- 一 書記掛ハ公文ヲ書記浄録スルコトヲ掌ル

- 一 主務之立案ヲ受テ浄書シ、主務官と校訂スヘシ
- 一 原案中塗抹潤削ノ故ヲ以テ了解シ難キコトアルカ、又ハ脱落アラント見認ルトキハ、之ヲ主務官ニ質スヘシ
- 一 謄写スル文書ハ勿論、局中ニテ取扱フ事件ハ決テ他言スヘカラス
- 一 受附掛ハ昼夜玄関門番所ニ見番シ、参入人ノ姓名取糺シ、其他の雑事ヲ掌ル
- 一 皇族及大臣参議昇降の節ハ送迎并前導スヘシ
- 一 諸官員其他ノ者、出張所詰官へ面謁ヲ乞フ者アレハ、其名刺ヲ受取属官へ通知スヘシ
- 一 出張所官員出勤前及退散後ハ、各室廊下向(出張所ニテ使用スル城内ヲ云フ掃除スヘシ)
- 一 内局并出張所詰奏任官以上食事ノ節ハ、給仕ニ於テ取扱ヲ為被下雖モ、尚受附員ノ内ニテ連日壹人担当シ、不都合無之様注意スヘシ
- 一 諸員出勤前各室へ葎盆并水入・糊入等ヲ出シ、退散後直ニ湯呑所へ之ヲ取集ムルコトハ給仕ニ於テ取扱ヲ為スト雖モ、尚受附員ニ於テモ注意スヘシ
- 一 每朝板廊下向掃除ノ為下部之者入込節ハ、必ス壹人立合、取締致スヘシ
- 一 前条之外、諸事属官ノ指揮ヲ受ケ進退スヘシ
- 一 火ノ元取締員ノ勤勞ハ、桂宮御殿内(岩倉家拝借ノ各室ヲ除ク)并台所・賄部屋・門番所・車夫部屋・小物部屋其他浴室・物置等、火ノ元取締方嚴重ニ注意シ、及巡檢察ヲ掌ル
- 一 出張所詰属官ハ火ノ元取締向ニ注意シ、其方案ヲ講究シ、取締員ノ勤怠ヲ察シ、書記官ノ指令ヲ受ケ取締員ヲ指揮シ、毎夜一回(時限ハ適宜)取締員ヲ同行、各所ヲ巡檢スルモノトス
- 一 取締員ハ属官ノ指揮ヲ受ケ、昼間ハ一時間、夜間ハ三十分、毎々各所(即今使用セサル空室ハ。連日午前十時一回、午后十一時一回、巡視スヘシ)ヲ巡視シ、火災ノ予防行届キタルヤ否ヤヲ檢察スヘシ
- 一 巡回ハ必ス二名同行スヘシ、高聲ヲ発シ或ハ痰立等ヲ為スヘカラス、成ヘク履聲ノ高カラサル様注意スヘシ、但シ非常ノ節ハ此限ニアラス
- 一 諸員出勤中ハ局内巡視スルニ及ハスト雖モ通行廊下(内局并出張所前廊下ハ除ク)并面謁所其他空室及台所・浴室・賄部屋・車夫部屋等ハ巡視スヘシ
- 一 官員退散後ハ煙草盆・火鉢并湯沸所・煮炊所、及夜間ハ行燈ニ至ル迄一層注意シ、諸員就寢後ハ別シテ巡視ニ意ヲ用ヒ、毎室細檢審査シ、決シテ軽々通過スル等ノコトアルヘカラス
- 一 修繕等ノコトアリテ職工入込節ハ、出拂後火ノ元一層注意スヘシ
- 一 昼夜ヲ論セス巡回中諸室内ニ異状ノコトアルカ、又は其状怪シムヘキ者ヲ見認スルトキハ、其姓名・事由ヲ取糺シ、応答不明ナルルトキハ詰所へ拘留シ、直ニ属官へ具申シ其指揮ヲ受クヘシ 但シ姓名等取糺シノ節、必ス粗暴ノ取扱致スヘカラス
- 一 取締員詰所ハ玄関受附掛ノ近傍ニ設ク
- 一 当番ノ節ハ嚴肅格勤、担当ノ職務ヲ勉励シ、懶惰猥雜ニ涉ル義決テ致スヘカラス、但休所ニ於テ私ニ飲酒スルヲ禁ス
- 一 御構内外周圍(内ハ警房巡查・外ハ地方巡查)ハ警察官ニテ巡回スルニ付、取締員ニ於テハ巡視シルニ及ハス

▽明治十六年九月廿九日

本日郵便来着、京都府下山城国葛野郡下桂村七百八拾九番地桂宮御別邸今般離宮ト被定、自今桂離宮ト称シ、永ク御保存可相成ニ付、別紙之通太政官ヨリ内務省へ御達相成候間、此段相達候也

明治十六年九月二十四日 宮内卿徳大寺實則
桂宮御附
宇田淵殿

▽明治十六年十一月五日

当宮御蔵品之内御所御文庫江拾六七番ニケ所江御預リ相成依テ、早朝ヨリ令運搬
右ニ付該所へ出頭、川島薫守・小川義信・家丁壱人

壱番ヨリ七拾壱番マテ

御長持 廿六棹 箱物 琴共 拾七個

書籍箱 廿八個 屏風箱 九個

金燭 拾本

右取揃之上、支庁庶務課ヨリ出張立合、目録引合、点検相済、戸前錠該庁封印之
但番号入記表題目録、同課江引渡置

▼明治十八年六月二十四日

二十四日 水 天陰 同(残) 同人 同(宿) 董守

支庁會計課江家従令持参

明治十八年度 桂宮経費元拂予算帳

桂宮

一金 千八百五十円 明治十八年度 御賄料

一金 千五百六十円 明治十八年度 経費予算高

内訳

金四十円 御菩提所慈照院其他寺院向等先規被下用

同八十円 需用費

同十円 接待 同

同式百弍十円 雑 同

同百五拾円 営繕 同

同百円 □中

同九百六十円 給与

内六百四拾八円 月給

同三百拾二円 雑給

△

差引 金弍百九拾円 御蓄財

右者明治十八年度當宮経費元拂予算 書面之通ニ候也

明治十八年六月 桂宮御附

正五位 宇田淵 印

宮内卿伯爵 伊藤博文殿代理

宮内太夫伯爵 吉井友實殿

▼明治十九年二月六日条

昨五日午后八時電報到来

桂宮ニテ 宇田淵殿

宮内省 桜井能監

貴官 本日下官代理イタシ主殿権助ニ任セラレタリ、就テハ支庁ノ儀ハ追テ何分ノ達アルマテ従前ノ通り事務取扱、貴官ニ於テ御取締アリタシ

右ニ付宇田殿宅へ川寫董守行向、次テ返報差立之事

▼明治十九年二月十二日条

当宮今般宮内省江御称号御預リニ相成候ニ付、近々同省へ引渡可申ニ依り残務取調、御道具類等取行付可申置様、宇田殿より内意被申達

▼明治十九年二月廿八日条(No.231 最後の記事)

本日午前十時主殿寮出張掛員出頭、御殿向総テ点検、其他賄料残額金并御道具雑品等総テ帳簿記載ニ照準ニテ引渡相済